

市役所事務欄

分・合	供用開始	年	月	1日	<input type="checkbox"/> 供前申請
<input type="checkbox"/> 栓番確認					<input type="checkbox"/> 確認日
<input type="checkbox"/> 共用栓 無・有 → 流入 有・無					担当
<input type="checkbox"/> 井戸 無・有					
<input type="checkbox"/> その他					

第7号様式

年 月 日

下水道使用開始（休止・廃止・再開）届

船橋市長 あて

申請者住所

氏名

(TEL)

排水設備使用開始（休止・廃止・再開）をしたいので、次のとおり届け出ます。

使用場所	船橋市				
使用開始等年月日	年	月	日		
使用水の種類	水道水	水栓番号 ()			
	井戸水	世帯員	(人)		
	併用	水栓番号 ()			
		世帯員	(人)		
	その他	()			
汚水の種類	生活排水	事業排水	池等の排水		
備考	建物の種類	一般住宅・二世帯住宅・集合住宅			
	名称 ()	工場・店舗・その他 ()			
	新築・増改築の別 (新築 増改築 改造工事のみ)				
	排水設備指定工事店 名称				
	受理番号 ()		検査日		年 月 日
事務欄 記入不要	西浦処理区	高瀬処理区		印旛処理区	津田沼浄化
	西船橋	高瀬	宮本	高根台	三田
	湊町	若松-若松	谷津	習志野台	田喜野井
	城門	若松-浜町		三山東習志野	江戸川左岸
	太刀洗	中野木		八木が谷第一	市川第7
	葛飾	東船橋		八木が谷第二	市川第8-1
	中山	長津		鎌ヶ谷	船橋第1
		前原		小室・白井	船橋第2
	行田	飯山満		神崎	船橋第3
	臨海	金杉		暫定市川第4-4	鎌ヶ谷第1
	北谷津		暫定市川第5-2	市川第4-4	
	高根			市川第5-2	

注意) この届出は、下水道使用料の算定基礎資料となります。届出に誤りのあるときは、船橋市下水道条例により罰則の適用を受けることや、汚水排除量の認定で不利益になることがありますので、正確にご記入ください。
(水栓番号が複数ある場合は、別紙により提出してください。)